

平成 27 年第 2 回せたな町議会臨時会

平成 27 年 3 月 31 日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 産業教育常任委員会報告
- 6 議案第 1 号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 7 議案第 2 号 指定管理者の指定について（温泉ホテルきたひやま）

○出席議員（11 名）

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 番 奥 村 喜美男 君 | 2 番 本 多 浩 君 |
| 3 番 大 野 一 男 君 | 5 番 平 澤 等 君 |
| 6 番 石 原 広 務 君 | 7 番 小 平 久 君 |
| 8 番 澤 田 光 子 君 | 9 番 大 湯 圓 郷 君 |
| 10 番 細 川 伸 男 君 | 11 番 熊 野 主 税 君 |
| 12 番 菅 原 義 幸 君 | |

○欠席議員（0 名）

1. 地方自治法第 121 条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長 高 橋 貞 光 君

1. 町長、教育委員会委員長の委任を受け出席する説明員は、次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	高 野 利 廣 君
総 務 課 長	西 村 晋 悟 君
産 業 振 興 課 長	鎌 田 勝 幸 君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事 務 局 長	佐々木 正 則 君
事 務 局 次 長	横 川 洋 二 君
事 務 局 書 記	松 林 功 君

開会 午後 1 時 3 0 分

◎開会宣告

○議長（菅原義幸君） 皆さんこんにちは。

ただいまの出席議員は 11 名で定足数に達していますので、平成 27 年第 2 回せたな町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

◎開議宣告

○議長（菅原義幸君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅原義幸君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 117 条の規定により、議長において 7 番、小平久議員、8 番、澤田光子議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 会期の決定について

○議長（菅原義幸君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 3、諸般の報告はお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 4 行政報告

○議長（菅原義幸君） 日程第 4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは 3 件の行政報告をさせていただきます。

まず一つ目、町職員の懲戒処分について報告をいたします。最初に、この度、食品衛生法違反と認識していながら、温泉ホテルきたひやまに手打ちそばを提供していた職員の処分を行いましたので報告をいたします。関係職員は 7 名であります。処分内容については、課長職 3 名、

補佐職 1 名の管理職 4 名については戒告、係長 2 名、臨時職員 1 名については訓告としました。今回の事案では、法令等を遵守しなければならない立場にある町職員が関わっていたことは、誠に遺憾であります。町民並びにホテル利用者及び議会の皆様にお詫びを申し上げます。なお町長、副町長にあっては、今回の事案が職務外の非違行為であるとはいえ、職員を監督する立場にあることから、道義的責任をとり共に処分をいたすことで、本臨時会に給与等に関する条例の一部改正を提案しております。

次に交通事故に関し、道路交通法違反により職員の処分を行いましたので報告いたします。2 名おります。まず主任 1 名を戒告としました。公務外で自家用車を運転中、前方不注意により前を走っていた車に追突したものであります。幸い人身事故には至りませんでした。交通安全運動期間中の事故でもありますことから処分基準により決定したものであります。次に嘱託職員 1 名を戒告としました。物損事故を起こしたものであります。損害を与えた相手側や警察署への事故報告を怠ったことは、誠に遺憾であります。これも処分基準により決定いたしました。

なお、今後におきましては、コンプライアンスの一層の徹底について、職員に指導してまいります。

二つ目の役場庁舎等における全面禁煙について報告いたします。役場庁舎を含めた公共施設などでの喫煙につきましては、先般ご審議いただいた新年度予算の予算審査特別委員会において質疑があり、議員から早期に方針を出すべきとのご意見を頂戴したところであります。これを受け、去る 3 月 26 日、産業医である町立国保病院院長、衛生管理者である地域包括支援センター所長ら職員 11 人で構成し、副町長が委員長を務める、せたな町職員衛生委員会を開催し、役場庁舎を含めた公共施設などでの受動喫煙防止対策などについて協議をいたしました。その結果、昨今は健康志向の高まりや受動喫煙の被害を防ぐため、公共施設等での全面禁煙は今や時代の流れであるなどの意見が多数を占め、役場庁舎及び大成、瀬棚両総合支所については、敷地内を全面禁煙とすることで決定いたしました。また、このほかの公共施設などについても同様とする方針であり、今後、所管課職員らによる全体協議を行い調整を図ってまいります。

なお、これらの実施時期については、半年間の調整期間を設け 10 月 1 日からといたしました。

三つ目、せたな町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について報告いたします。地方税法等の一部を改正する法律が、国において本日公布される予定となっております。これに伴い、まちの税条例についても改正が必要となるため、国において法律が公布され次第、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分の手続きを執り進めたいと考えております。

なお、次回開催される議会において報告し、承認をお願いすることとなりますので報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（菅原義幸君） これで行政報告を終わります。

◎日程第5 産業教育常任委員会の調査報告

○議長（菅原義幸君） 日程第5 産業教育常任委員会の調査報告を行ないます。

温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導について並びに温泉ホテルきたひやまの運営について委員長の報告を求めます。

細川委員長。

○10番（細川伸男君） 所管事務調査報告いたします。調査案件であります温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導については、その事実を確認いたしました。その結果は、行政報告及び議案第1号として提案されているところでありますが、関係した職員は7名であります。処分内容については、管理職4名が戒告、その他の3名の職員については訓告であります。また理事者の責任においても、月額給与10分の1、減給1カ月とをしたものであります。次に温泉ホテルきたひやまの運営については、地域おこし協力隊が温泉ホテルきたひやま及び国民宿舎あわび山荘の経営改善に取り組んだ結果、さまざまな課題、問題が浮き彫りとなりました。当委員会としては、温泉ホテルきたひやまの経営改革改善を図り、黒字の収支に向けて更なる努力を求めたところです。また温泉ホテルきたひやまの役員を含む組織体制については、株主総会の審議を踏まえ、ホテルの経営に万全の体制で臨むことを確認いたしました。さらに、温泉ホテルきたひやまと国民宿舎あわび山荘の整合性のある管理、経営については、まちづくり計画調査特別委員会でもとめた温浴施設の今後のあり方をによることを確認いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（菅原義幸君） お諮りいたします。

2件の委員長報告については質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、温泉ホテルきたひやまに係る八雲保健所の改善指導について並びに温泉ホテルきたひやまの運営については報告済といたします。

以上をもちまして、産業教育常任委員会の調査報告を終わります。

◎日程第6 議案第1号

○議長（菅原義幸君） 日程第6、議案第1号 せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） それでは、せたな町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。町長及び副町長の給料月額を減額して支給するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

西村総務課長。

○総務課長（西村晋悟君） それは内容の説明をいたします。議案の 2 ページをご覧ください。せたな町長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。附則に次の 1 項を加える。給料の減額 14 といたしまして、条例で第 3 条第 1 項に定める給料月額より平成 27 年 4 月に支給する給料に限り、町長及び副町長の給料月額を 100 分の 10 減じた額を支給する。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第 7 議案第 2 号

○議長（菅原義幸君） 日程第 7、議案第 2 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高野利廣君） 指定管理者の指定についてであります。温泉ホテルきたひやまの管理及び運営を効果的かつ効率的に行わせるため、指定管理者として指定するものであります。

内容については担当課長より説明いたさせます。

ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 続いて内容の説明を求めます。

鎌田産業振興課長。

○産業振興課長（鎌田勝幸君） それでは説明をいたします。本提案は温泉ホテルきたひやまの指定管理期間が本年 3 月末本日をもって終了することから、新たに指定管理者を公募したところ 1 件の申し込みがあり、先般開催されました選定委員会において指定管理者の候補者選定

となったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。公の施設の名称は温泉ホテルきたひやま、指定管理者となる団体の名称及び所在地は、株式会社北檜山観光振興公社、住所は久遠郡せたな町北檜山区徳島4番地16、指定の期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間であります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原義幸君） 説明が終わりましたので質疑を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 質疑を終わります。

討論を許します。

（「なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 討論を終わります。

引き続いて採決をいたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉議宣告

○議長（菅原義幸君） 以上で今臨時会に附議された案件の審議を終了しましたので会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（菅原義幸君） これをもって平成27年第2回せたな町議会臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後1時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年5月13日

議 長 菅 原 義 幸

署 名 議 員 小 平 久

署 名 議 員 澤 田 光 子